

名取市航空機騒音対策事業補助金 交付申請の手引き

— 目 次 —

1 補助制度の趣旨	P 2
2 補助制度の内容	P 2
(1) 対象区域	
(2) 対象者	
(3) 補助対象となる経費	
(4) 補助対象の期間	
(5) 補助金額	
3 申請手続き・補助金の振込み	P 4
(1) 申請の流れ	
(2) 申請書類	
<記入例>	P 5
様式第1号 補助金交付申請書兼実績報告書	
様式第1号-台紙1 (領収書写し)	
様式第1号-台紙2 (工事完了写真)	
様式第1号-台紙3 (振込先口座)	
様式第2号 個人情報確認に伴う同意書	
別図 補助対象区域図	P 10

申請・問い合わせ先
〒981-1292 名取市増田字柳田80
名取市 建設部 都市開発課 空港対策係
TEL 022-724-7147
FAX 022-384-2394

1 補助制度の趣旨

仙台空港の運用時間24時間化に伴う航空機騒音の軽減を図るため、一定量の航空機騒音が見込まれる区域の世帯主（賃貸住宅入居者を除く。）及び賃貸住宅所有者を対象に、住宅（寝室）へのエアコンと内窓を設置する方に対し補助金を交付する制度です。

この制度は、令和3年2月10日に宮城県と名取市が締結した「仙台空港の運用時間24時間化に関する覚書」に基づき、宮城県が予算を支弁し、名取市が事務を執行するものです。

2 補助制度の内容

(1) 対象区域

下増田杉ヶ袋南行政区の一部、館腰本郷一行政区の一部、館腰本郷二行政区の全部、館腰本郷三行政区の全部、愛島北目原行政区の全部

※ 区域については別図をご確認ください。

(2) 対象者

基準日（令和3年6月1日）に、

- ① 対象区域に住所を有する世帯主（賃貸住宅入居者は除く）
- ② 対象区域に住所を有する世帯主が居住している賃貸住宅所有者

が対象となります。

※ 住所の有無は、基準日時点の住民基本台帳で確認します。

※ 1棟の家屋に複数の世帯主がお住まいの場合や賃貸住宅を共有でお持ちの場合は、どなたか1名に申請者となっていただきます。

※ 暴力団員である場合、名取市税に未納がある場合は対象とはなりません。

(3) 補助対象となる経費

対象区域内に所在する住宅の寝室に対し、次の設備を設置する経費が対象となります。

- ① エアコンを設置する経費
- ② 内窓を設置する経費

※ アパートなど集合住宅の場合は、基準日時点で住所を有する世帯主がお住まいの部屋が対象となります。空室は対象とはなりませんのでご注意ください。

(4) 補助対象の期間

令和3年6月1日から令和13年3月31日までにエアコン・内窓を設置し、名取市の窓口に申請されたものが対象となります。

(5) 補助金額

エアコン設置、内窓設置それぞれの1室あたりの上限額単価に1棟の家屋（アパートなど集合住宅の場合は1つの居住空間）に基準日時点で居住している人数に対応する室数を乗じた額が上限額となります。

上限額単価及び室数は次のとおりとなります。

<1室あたりの上限額単価>

対象事業		上限額単価
エアコン設置		145,000円
内窓設置	昭和55年以降に建築された住宅の場合	129,000円
	昭和54年以前に建築された住宅の場合	312,000円

※ 上記金額には、設備の購入費、工事費、消費税など、設置に係る一切の費用を含みます。

<居住人数による室数>

人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
室数	1室	1室	2室	3室	4室	4室	4室	5室	6室	7室

※ 居住人数は令和3年6月1日（基準日）の住民基本台帳で確認します。
住民登録が無い方は人数に含みませんのでご注意ください。

【例】6人世帯の場合の上限額（昭和55年以降に建築された住宅の場合）

エアコン設置の上限額 580,000円

計算方法 （上限額単価）145,000円×（室数）4室=580,000円

内窓設置の上限額 516,000円

計算方法 （上限額単価）129,000円×（室数）4室=516,000円

- ※ エアコン、内窓それぞれの上限額の範囲内で補助金を交付します。
- ※ 上限額を超えた費用は申請者の負担となります。
- ※ 期間内であれば上限額の範囲内で複数回に分けて申請することが可能です。

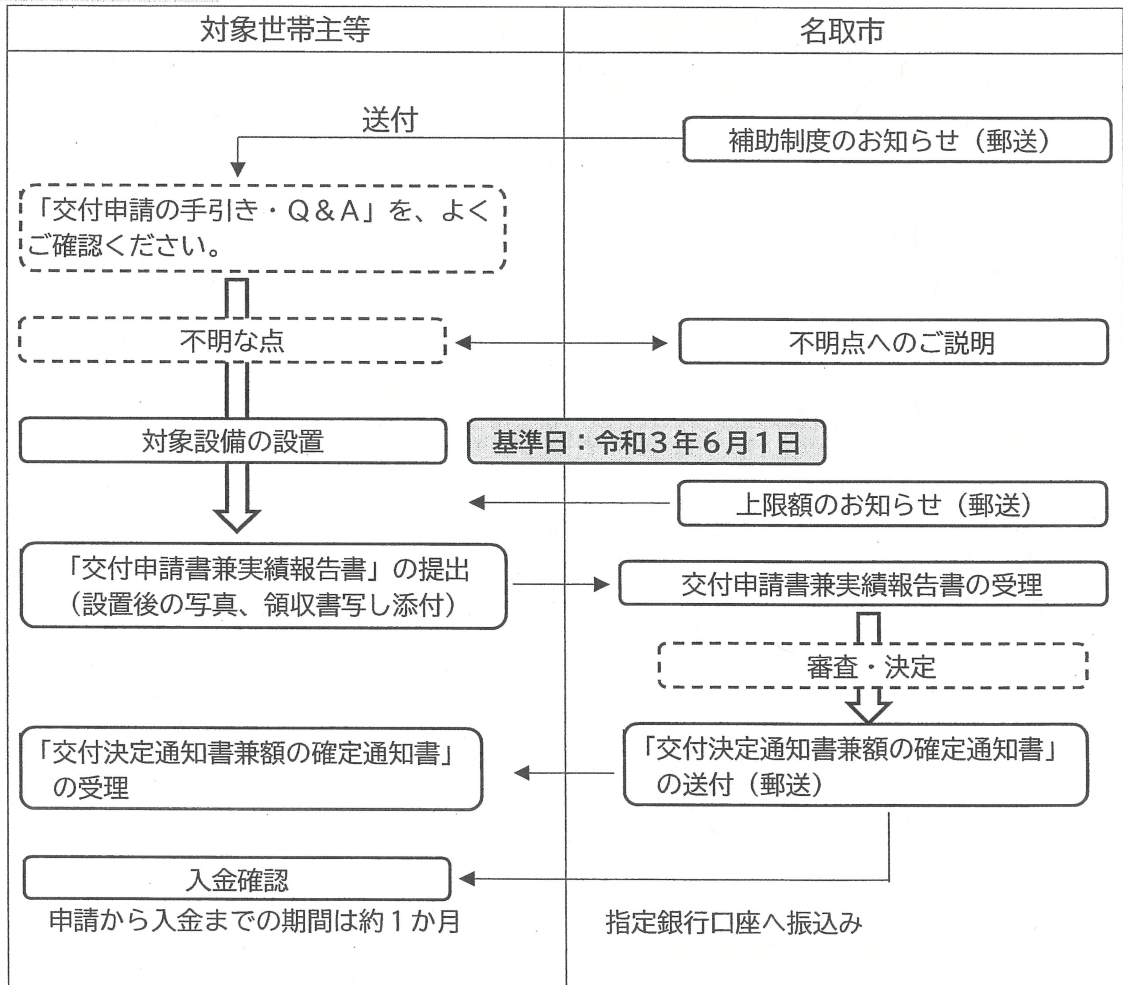
3 申請手続き・補助金の振込み

対象設備を設置した後に、交付申請書兼実績報告書を提出してください。

また、必要に応じ現地確認を行います。基本的に書類審査で補助金を振込みしますので、申請書及び添付資料は漏れないよう、ご注意ください。

御不明な点は、事前に担当課へご連絡ください。

(1) 申請の流れ



(2) 申請書類

- 名取市航空機騒音対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 領収書写し（様式第1号-台紙1）
- 工事完了写真（様式第1号-台紙2）
- 振込先口座（様式第1号-台紙3）
- 個人情報確認に伴う同意書（様式第2号）

様式第1号

【記入例】

- ・居住人数6人、手続代行者は別居の長男
- ・エアコン3台、内窓を設置

名取市航空機騒音対策事業補助金
交付申請書 兼 実績報告書

申請年月日 令和3年7月30日

名取市長 あて

名取市航空機騒音対策事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

1 申請者

(1) 申請者氏名	名 取 太 郎 (ふりがな:なとり たろう)
(2) 申請者住所	〒981-1214 名取市杉ヶ袋字杉中〇〇
(3) 電話番号	022-〇〇〇-〇〇〇
(4) 設置場所住所	同上

2 補助対象設備の設置状況

設 備 名	設置数	支払額	設置完了年月日
(1) エアコン	3	300,000円	令和3年7月15日
(2) 内窓 (昭和55年以降に建築された住宅)	3	330,000円	令和3年7月15日
(3) 内窓 (昭和54年以前に建築された住宅)		円	令和 年 月 日

※上限額ではなく、実際の支払
金額を記入してください。
領収書の金額と一致している
か確認してください。

3 添付資料

- (1) 領収書写し
- (2) 工事完了写真(エアコン又は内窓を設置した様子が分かる写真)
- (3) 振込先口座(金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が記載された申請者本人の通帳の写し)
- (4) 個人情報確認に伴う同意書

【注意】必要な資料が添付されていない場合、補助金を交付できませんので十分ご確認ください。

4 代理申請者欄(申請者に代わって申請をする場合に記入してください。)

(1) 代理申請者氏名	名 取 一 郎 (ふりがな:なとり いちろう)		
(2) 代理申請者住所	〒981-1224 名取市増田字柳田〇〇		
(3) 申請者との関係	長 男	電話番号	022-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第1号-台紙1(領収書写し)

いずれも、①申請者あてで、②補助対象設備の購入・施工であることが明記され、③販売・施工業者名・押印のあるものに限ります。

こうした書類が準備できない事情がある場合には、事前にご相談ください。

貼付欄

領 収 書		収入 印紙
名取太郎 様		
金300,000円		
エアコン3台の設置費として上記金額正に領収しました。		
領収日	令和3年7月15日	
●●市●●●字●●		
株式会社●●電機 代表取締役●●●●● 印		

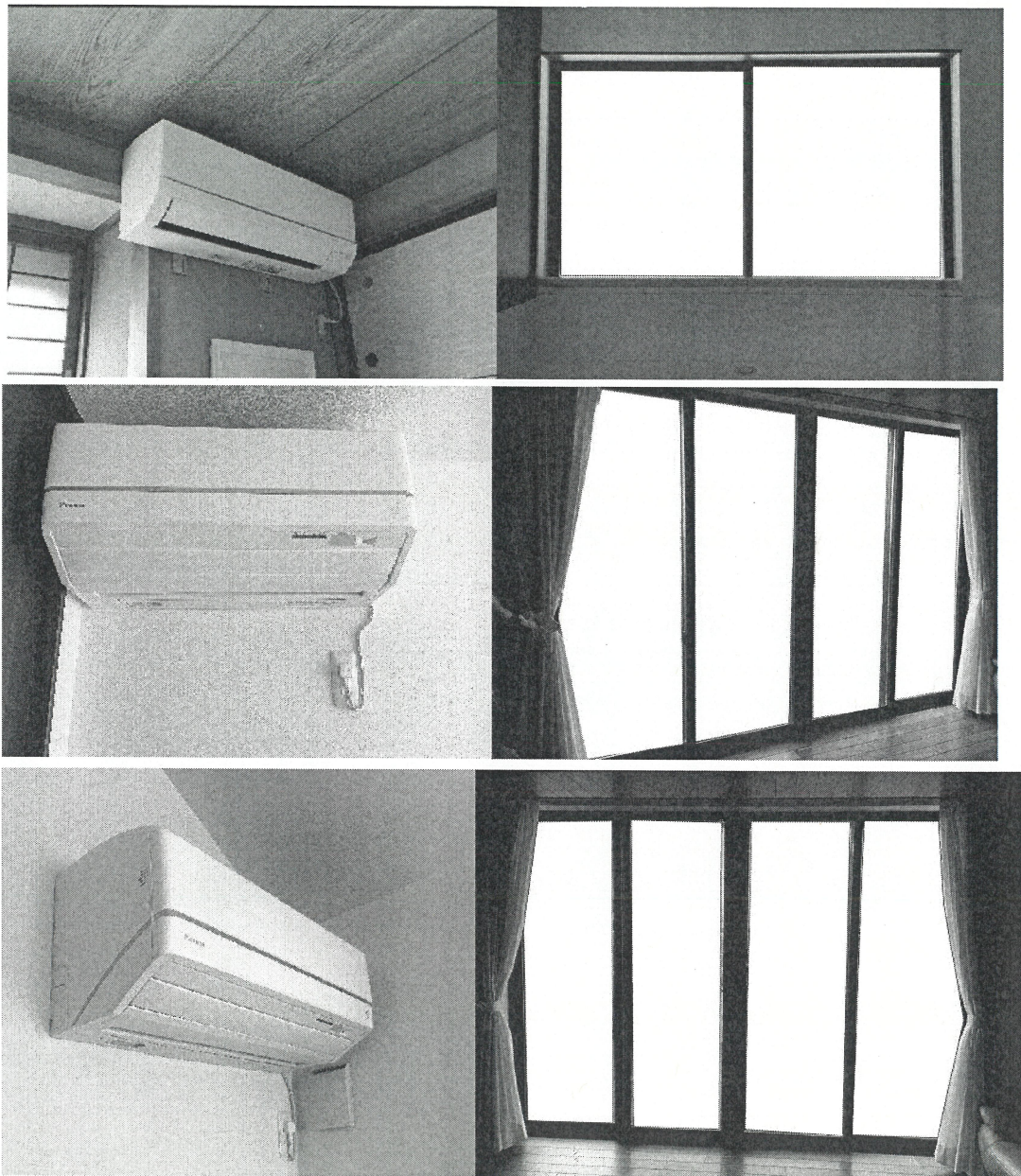
領 収 書		収入 印紙
名取太郎 様		
金330,000円		
内窓3室(3か所)の設置費として上記金額正に領収しました。		
領収日	令和3年7月15日	
●●市●●●字●●		
株式会社●●工務店 代表取締役●●●●● 印		

※ 交付申請書兼実績報告書の支払額と金額が一致しているか確認してください。

様式第1号-台紙2(工事完了写真)

設置した補助対象設備ごとに、写真を撮影し、添付してください。

貼付欄



※ 上の写真のように、設置した補助対象設備1つにつき写真を1枚貼り付けてください。
(写真はイメージです。)

様式第1号-台紙3(振込先口座)

申請者名義の振込先預金通帳(金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が記載された部分)の写しを添付してください。

貼付欄

支店番号 口座番号

123 1234567

ナリ タロウ 様

〇〇銀行 △△△支店

発行日 ●●年●●月●●日

通帳の表紙の裏面をコピーしてください。

※ 通帳が無い場合は、キャッシュカードのコピーを添付してください。

令和 3 年 7 月 30 日

名取市長 あて

申請者 住所 名取市杉ヶ袋字杉中〇〇

氏名 名取 太郎

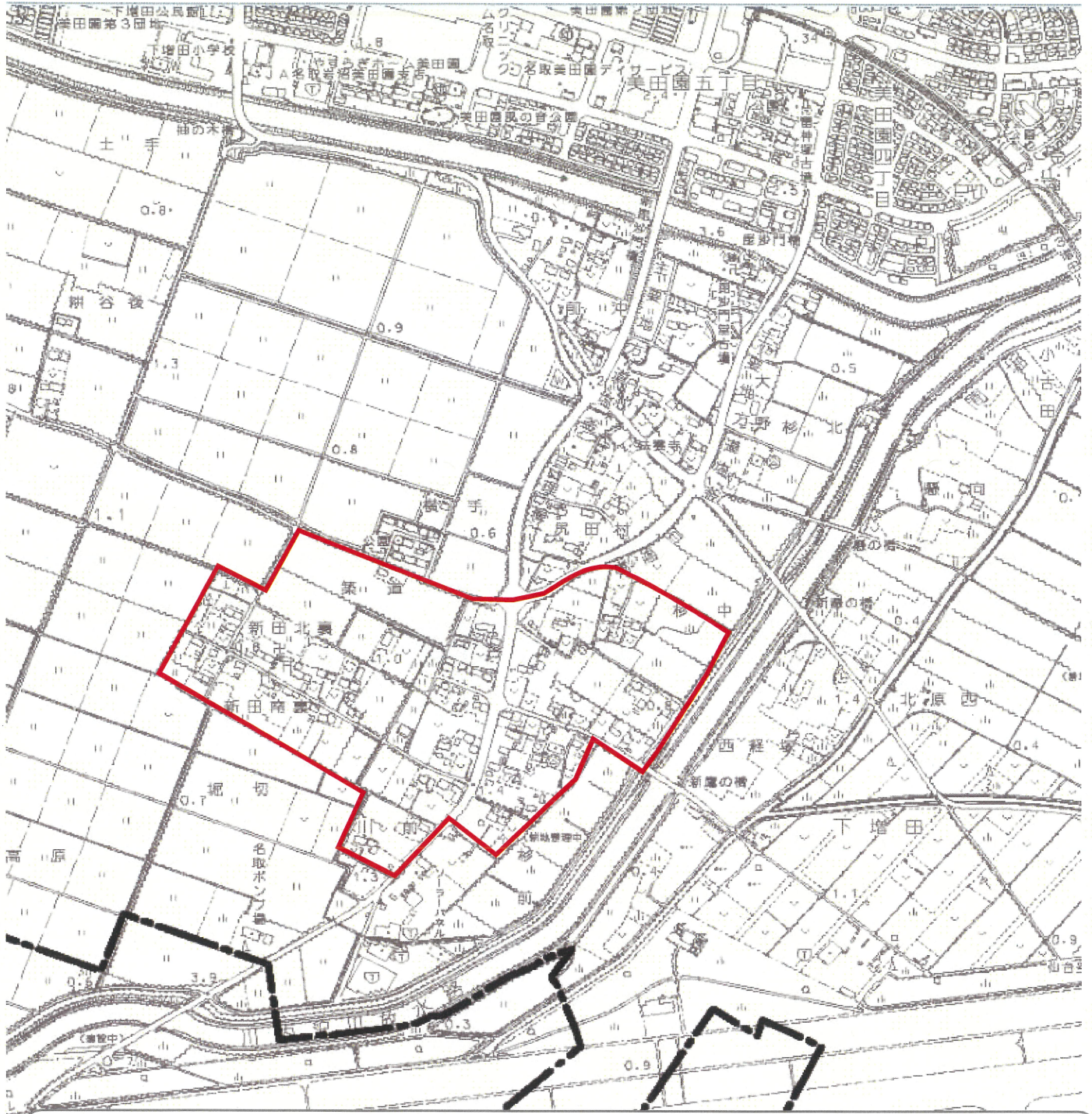
個人情報確認に伴う同意書

私は、名取市航空機騒音対策事業補助金交付申請にあたり、下記の事項について同意します。

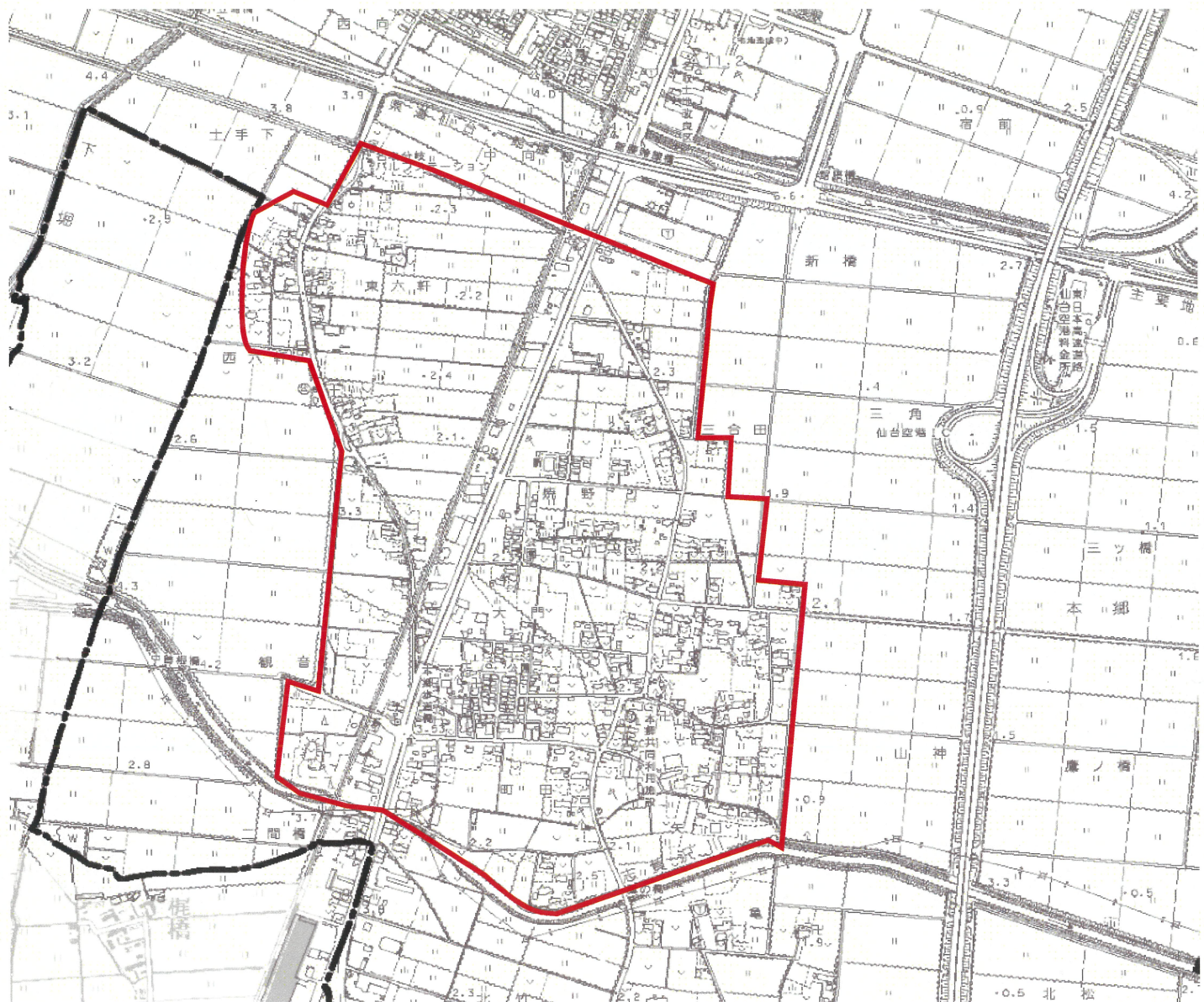
記

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないことを、名取市が宮城県警察本部に対し照会を行うこと。
2. 名取市税の納付状況について確認すること。

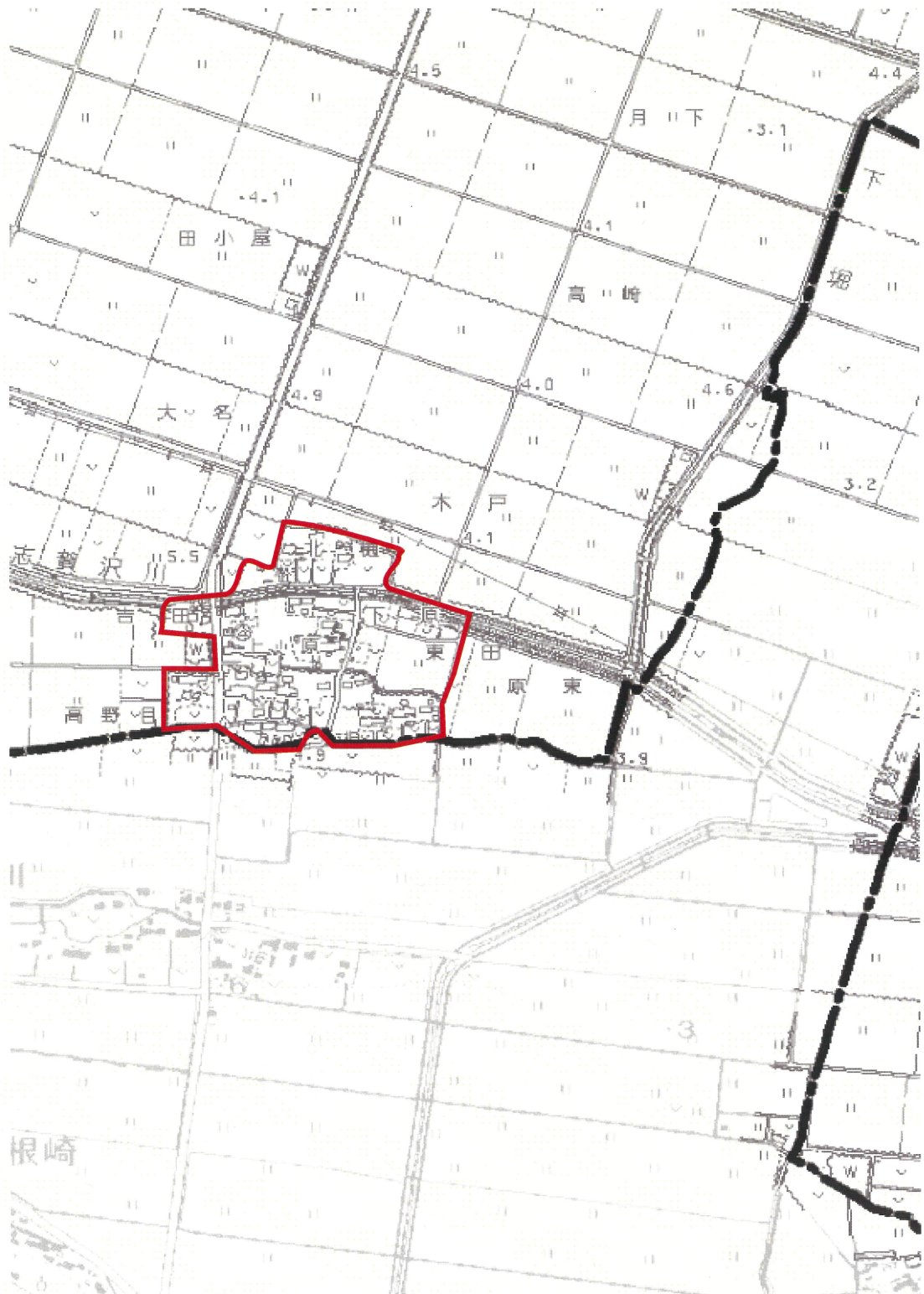
別図1



——— 対象範囲（下増田杉ヶ袋南行政区の一部）



—— 対象範囲 (館腰本郷一行政区の一部)
(館腰本郷二行政区の全部)
(館腰本郷三行政区の全部)



—— 対象範囲（愛島北目原地区の全部）